

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国全体の65歳以上の高齢者人口は平成25年10月1日現在、過去最高の3,190万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も25.1%に達しています。また、高齢者人口のうち、65～74歳の前期高齢者人口は1,630万人で総人口に占める比率は12.8%、75歳以上の後期高齢者人口は1,560万人で総人口に占める比率は12.3%となっています。

吉川市でも高齢者人口及び高齢化率はともに伸び続けています。平成26年10月1日現在の高齢者人口は14,288人、高齢化率は20.6%と5人に1人となっています。吉川市の高齢化率は全国値と比べ低くなっていますが、団塊の世代が高齢期に入っていることから、今後伸びていくものと見込まれます。

本市の第5期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方にに基づき、高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことのできる地域づくりを推進してきました。

平成26年6月には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になっていく平成37年（2025年）問題や将来の人口減少社会を見据え、医療、介護のあり方を見直すことを目的に、医療・介護総合推進法（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」）が成立しました。

介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化、効率化を一体的に行う制度改正として、予防給付（予防訪問介護、予防通所介護）の地域支援事業への移行や一定以上所得者の利用者負担2割化、特別養護老人ホームの中重度者への重点化などが実施されることになりました。

本市では、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）に向けて、第5期計画で開始した「地域包括ケアシステム」構築の取り組みを継承し、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などの新しい事業を本格的に推進するとともに、本市の実状に応じた円滑かつ的確な制度変更への対応を進めることが求められています。

本計画は、このたび第5期計画が終了となることから、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、今後3年間の高齢者福祉サービスの方向性などを提示するとともに、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度改正への対応を一体的に進めるために策定するものです。

第2節 介護保険制度改正の主な内容

第6期計画に向けての介護保険制度改正の主な内容をまとめると次のとおりです。

ポイント1：地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- 1 在宅医療・介護連携の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 地域ケア会議の推進
- 4 生活支援サービスの充実強化

※見守りや家事支援、外出支援など、それぞれのニーズに合った多様なサービスを、住民やNPO、企業など多様な主体が提供。

重点化・効率化

- 1 全国一律の予防給付（予防訪問介護、予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
※平成29年4月までに全市町村が新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）によるサービスを創設。
※既存の事業所による予防の訪問介護、通所介護に加え、住民やNPO、企業などによる多様なサービスの提供が可能となる。
- 2 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定
※要介護1、2であっても「認知症で常時の見守り、介護が必要」「ひとり暮らしで家族のサポートが期待できず特別養護老人ホーム以外では困難」「家族による虐待」など一定の要件に該当する場合は、市が関わって入所可能。
※すでに入所されている要介護1、2の方、また、要介護3以上で入所された後、要介護1、2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば引き続き入所できる経過措置が設けられている。

ポイント2：費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充、また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直した。

低所得者の保険料軽減を拡充

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

- 1 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
- 2 低所得者が特別養護老人ホームなどの施設を利用する際の食費、居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産などを追加



第3節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8による規定（老人福祉計画）及び介護保険法第117条による規定（介護保険事業計画）に基づき両計画を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、吉川市総合振興計画を上位計画とし、地域福祉計画、健康増進計画などと調和がとれたものとするともに、県の支援計画を踏まえて、策定するものです。

第4節 計画の期間

介護保険事業計画の計画期間は、安定した財政運営を図るため、3年を1期とすると介護保険法により定められています。

本計画（第6期計画）の期間は、平成37年（2025年）までの見通しを見据えるもとで、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

■ 計画の期間

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第5期														
			第6期			2025年までの見通し 								
						第7期								
									第8期					
												第9期		